

大井町の農業支援制度をご紹介します！

農業担い手等総合支援補助金

遊休農地の利用

農業の新たな担い手

「農ある暮らし」の実現

1. 農地流動化促進奨励金
2. 耕作放棄地再生利用事業補助金
3. 農業用機械購入事業補助金
4. 果樹等苗木購入事業補助金
5. 農作物被害防除事業補助金

各補助内容は裏面へ

詳しい内容は、**大井町地域振興課** へ
神奈川県足柄上郡大井町1995番地 電話 0465-85-5013 (直通)

詳細はHPでも



1. 農地流動化促進奨励金

- 〈内 容〉 貸人と借人それぞれに対して、貸借期間に応じ、10aあたり1,000円から3,000円を交付。
〈対象者〉
- ・農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号に規定する農地中間管理事業による農地中間管理権の設定を行った者（貸人及び借人）。
 - ・夢おいファーマー制度により認定を受けた者で、農地法及び同法施行令の規定による許可申請を行い、使用貸借権の設定を行った者（貸人及び借人）。

〈奨励金〉

交付対象者	利用権等設定期間		
	3年間	6年間	9年間
貸人	1,000円	2,000円	3,000円
借人	1,000円	2,000円	3,000円

2. 耕作放棄地再生利用事業補助金

- 〈内 容〉 遊休農地を5a以上再生した場合に、1aあたり5,000円を交付。
〈対象者〉
- ・町税等を滞納していない者並びに再生利用する農地で5年以上耕作する者。
 - ・町内に住所を有している個人若しくは、主たる事業所を有している法人並びに団体、又は町内で30a以上耕作を行っている町外の個人若しくは法人並びに団体で、販売を目的に農作物等の作付を行っている者。
 - ・夢おいファーマー制度により認定を受けた者で、申請時において町内で農業等を行い、継続する意思がある者。
- 〈補助金〉 再生する農地面積1aあたり5,000円 ※重機等で再生を行う場合は、総事業の2分の1

3. 農業用機械購入事業補助金

- 〈内 容〉 農作業の省力化及び効率化を図るため、農業用機械の購入に対し、補助金を交付。
〈対象者〉
- ・町税等を滞納していない者。
 - ・町内に住所を有している認定農業者及び新規認定就農者若しくは、主たる事業所を有する法人並びに団体で、販売を目的に農作物等の作付を行っている者。
 - ・夢おいファーマー制度により認定を受けた者で、申請時において町内で農業等を行い、継続する意思がある者。
- 〈補助金〉 農業機械購入費の2分の1（上限50,000円）

4. 果樹等苗木購入事業補助金

- 〈内 容〉 5a以上の農地に果樹等を新植又は改植する場合の、苗木の購入に対し、する補助金を交付。
〈対象者〉
- ・町税等を滞納していない者。
 - ・町内に住所を有している個人若しくは、主たる事業所を有している法人並びに団体、又は町内で30a以上耕作を行っている町外の個人若しくは法人並びに団体で、販売を目的に農作物等の作付を行っている者。
 - ・令和6年の年間農産物販売金額が50万円以上であること。
- 〈補助金〉 苗木購入費の3分の1（上限100,000円）

5. 農作物被害防除事業補助金

- 〈内 容〉 カメムシ等の農作物被害防除を目的とした農薬の購入に対する補助金を交付。
〈対象者〉
- ・町税等を滞納していない者。
 - ・町内に住所を有している個人若しくは、主たる事業所を有している法人並びに団体、又は町内で30a以上耕作を行っている町外の個人若しくは法人並びに団体で、販売を目的に農作物等の作付を行っている者。
 - ・令和6年の年間農産物販売金額が50万円以上であること。
- 〈補助金〉 農薬購入費の5分の1（上限20,000円）

申請書の受付・お問い合わせ先

〒258-8501 神奈川県足柄上郡大井町金子1995番地
大井町地域振興課 電話 0465-85-5013（直通）

